

2018年12月12日

No. 18016

お客様各位

2019年1月からの日本航空における危険物取扱について

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

さて 2019 年 1 月 1 日発効の IATA 危険物規則書第 60 版(DGR)において一部規則が変更されます。この案内では、お客さまからのお問い合わせが多いと考えられるリチウム電池に係る変更点を中心に、弊社での危険物取扱において変更となる点について下記のとおりお知らせいたします。

今後とも安全な航空危険物輸送に向けてご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

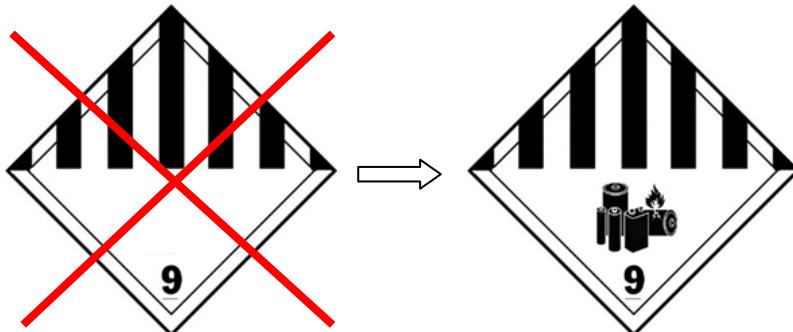
1. リチウム電池に係る輸送規則の変更について

A. Section I のリチウム電池に貼付する危険性ラベル(DGR 第 58 版で発効済み)

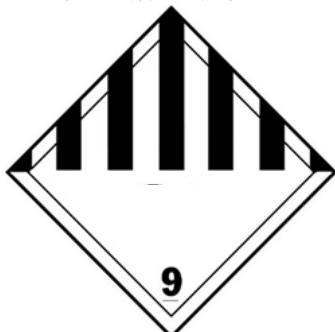
経過措置として包装基準 965 および 968 の Section IA と IB、包装基準 966, 967, 969, 970 の Section I に貼付が認められていた旧来の第 9 分類ラベルが、2019 年 1 月 1 日以降はこれらの包装基準と Section の包装物に貼付することができなくなります。2019 年 1 月 1 日以降は、新しいリチウム電池用第 9 分類ラベル(以下図 A 参照)を使用する必要がありますので、ご注意ください。

Section I のリチウム電池を輸送する場合

図 A : 新リチウム電池用第 9 分類ラベル



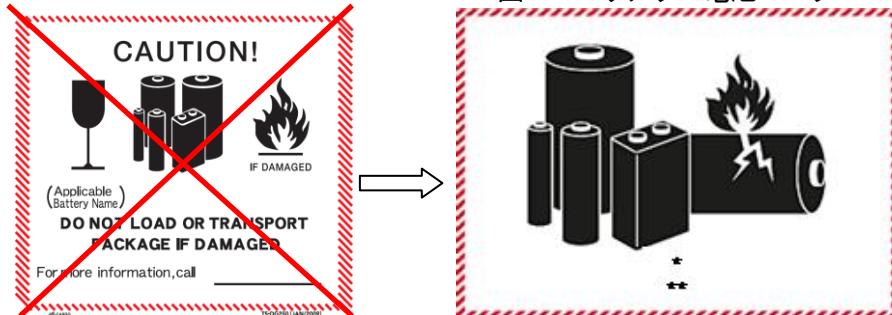
* リチウム電池以外の第 9 分類の危険物については、引き続き旧来の第 9 分類ラベルの貼付が必要です。



B. リチウム電池取扱ラベルの廃止(DGR 第 58 版で発効済み)

経過措置として包装基準 965 および 968 の Section IB、包装基準 965~970 の Section II に貼付が認められていた旧来のリチウム電池取扱ラベルが、2019 年 1 月 1 日以降はこれらの包装基準と Section の包装物に貼付することができなくなります。2019 年 1 月 1 日以降は、新しいリチウム電池マーク(以下図 B 参照)を使用する必要がありますので、ご注意ください。

図 B : リチウム電池マーク



C. 国連テストの要点(DGR 第 61 版で発効予定)

リチウム電池を輸送する際、製造業者およびそれに続く輸送業者は、2003 年 7 月 1 日以降に製造されたリチウムセルおよび組電池について、試験方法および判定基準の国連マニュアル Part III, subsection 38.3, 段落 38.3.5 に規定されているテストの要点(Test summary)を参照できるようにしなければなりません。この規定は 2020 年 1 月 1 日から有効となります。

2. 危険物申告書の書式の変更

DGR 第 60 版から、危険物申告書の書式が一部変更となります。変更点や実際の書式につきましては、DGR 第 60 版の第 8 章をご参照ください。経過措置として、DGR 第 59 版に掲載されている古い書式の危険物申告書も 2024 年 12 月 31 日までは使用可能となっていますが、お早目に新書式に変更いただきましようお願いいたします。

なお、弊社 JAL CARGO ホームページに掲載の危険物申告書の書式は、2019 年 1 月初旬に新書式に更新いたします。

3. 国内貨物危険物申告書への記載事項の変更

現在、弊社国内貨物の危険物申告書において、適用する包装基準で内装容器の使用が求められる場合は、カッコ書きで包装物内の内装容器の個数・種類・一内装容器当たりの正味量を記載するよう求めておりましたが、2019 年 1 月 1 日以降は、危険物申告書への内装容器に関する記載は不要といたします。記載不要となりますので、引き続き規定に従い正しい内装容器梱包を行ってください。

4. その他

前述 1 の変更点を反映して、「リチウム電池の取り扱い一覧表」を改定いたしましたので、ご参照願います。

[別添]

添付-1:リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)

添付-2:リチウム金属またはリチウム合金のセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)

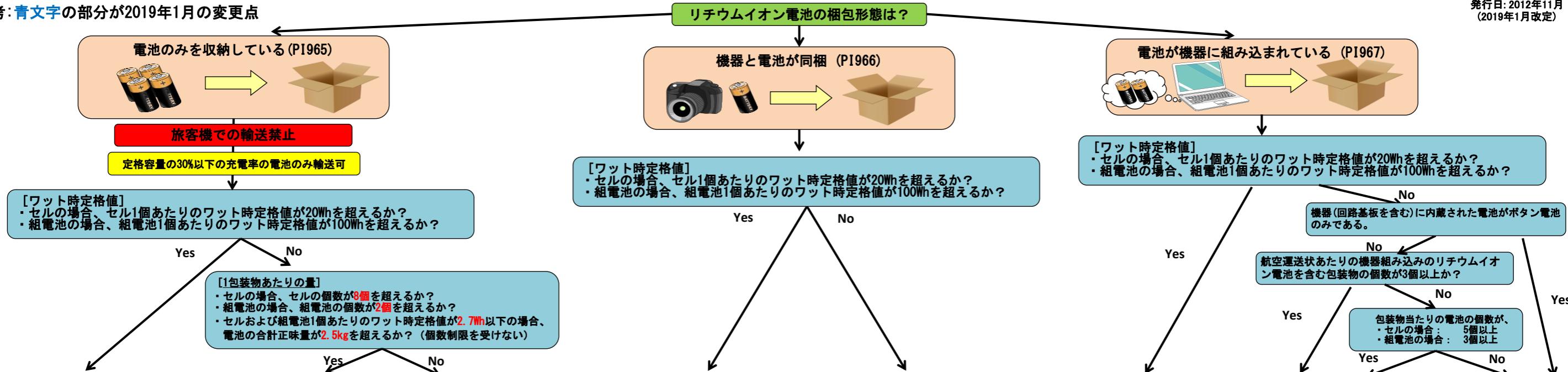
以上

リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3480, UN3481)

JAL CARGO

発行日: 2012年11月
(2019年1月改定)

備考: 青文字の部分が2019年1月の変更点



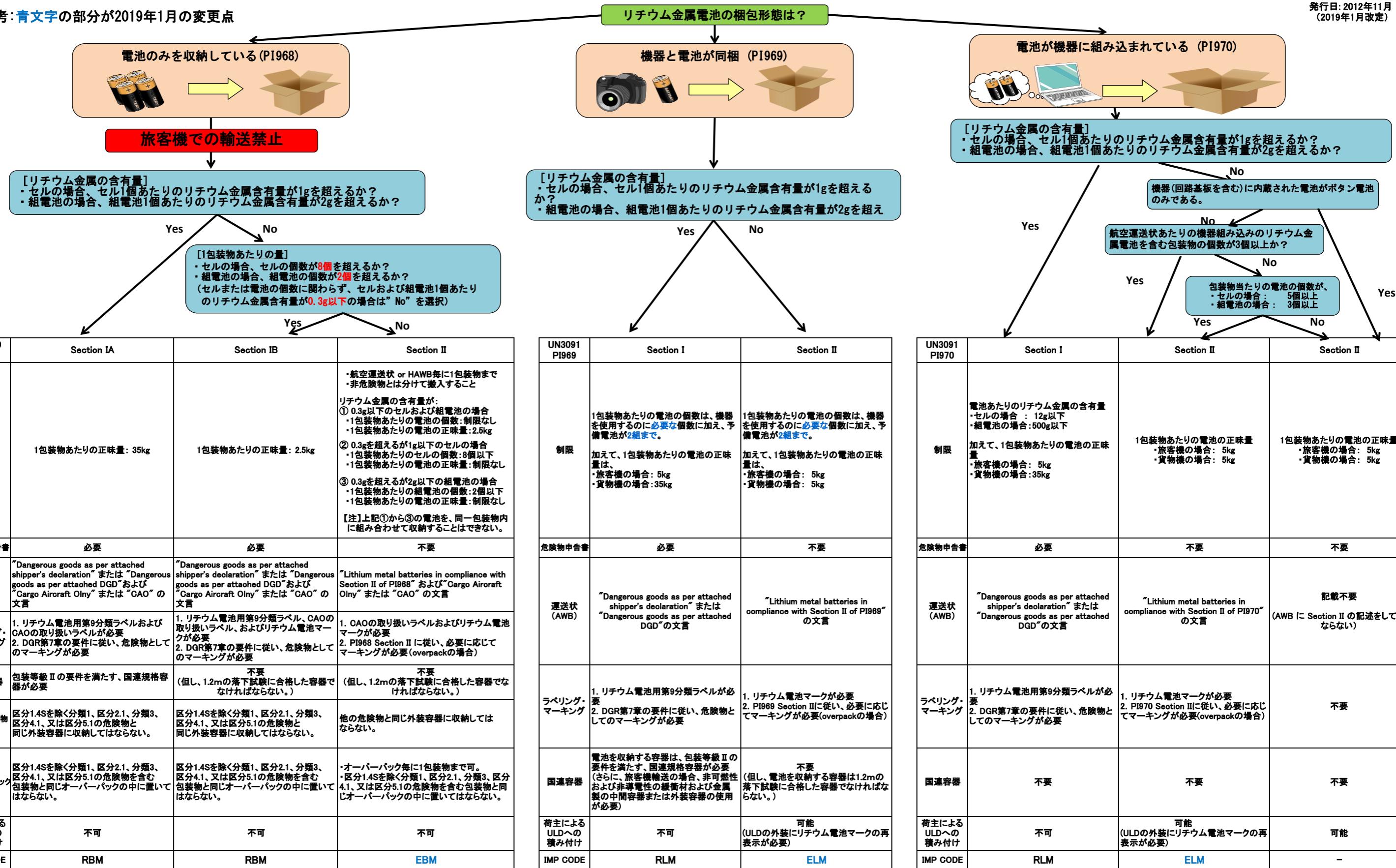
UN3480 PI965	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装物あたりの正味量:35kg	1包装物あたりの正味量:10kg	<ul style="list-style-type: none"> ・航空運送状 or HAWB毎に1包装物まで ・非危険物とは分けて搬入すること <p>セルまたは組電池1個のワット時定格値が: ① 2.7Wh以下のセルおよび組電池の場合 ② 2.7Whを超えるが20Wh以下のセルの場合 ③ 2.7Whを超えるが100Wh以下の組電池の場合 ④ 1包装物あたりの組電池の個数:2個以下 ⑤ 1包装物あたりの電池の正味量:制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。</p>
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI965" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよびCAOの取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよびリチウム電池マークが必要 2. PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)	1. CAOの取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要 2. PI965 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要(overpackの場合)
国連容器	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならぬ。)	
異なる危険物 との同梱	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、 区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、 区分4.1、又は区分5.1の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。	他の危険物と同じ外装容器に収納してはならない。
オーバーパック	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、 区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、 区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーパック毎に1包装物まで可。 ・区分1.4Sを除く分類1、区分2.1、分類3、 区分4.1、又は区分5.1の危険物を含む包装物と同じオーバーパックの中に置いてはならない。
荷主による ULDへの 積み付け	不可	不可	不可
IMP CODE	RBI	RBI	EBI

【備考1】リチウム電池の製造者とそれに連なる配達会社は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。この試験の要点は2020年1月1日から参照出来るようにならなければならない。(予告)

【備考2】他の機器への充電・電力の供給を主目的とし、それ自体は作動する機能を持たない携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)やSmart Luggage(リチウム電池を内蔵・装着した手荷物)については、電池単体としての性質を強く持つことから、包装基準966が適用されるUN3481 機器同梱のリチウムイオン電池または包装基準967が適用されるUN3481 機器組み込みのリチウムイオン電池としては取り扱わない。

リチウム金属またはリチウム合金のセル及び組電池の取り扱い一覧表(UN3090, UN3091)

備考:青文字の部分が2019年1月の変更点



【備考】リチウム電池の製造者とそれに連なる配送会社は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。この試験の要点は2020年1月1日から参照出来るようにならなければならない。(予告)